



和食文化ネットワーク__北海道（2021 年 11 月 15 日号）



本日 11 月 15 日(月)は子どもの人生儀礼のうち、七五三の日です。3 歳の男の子、女の子はこの日を境に髪を伸ばし始め、5 歳の男の子は初めて袴を身に付け、7 歳の女の子はそれまで着付けに使っていた紐を帯に変えたとされています。これは死亡率の高い不安定な時期を過ぎたことを祝うとともに、大人への第一歩を子供自身に自覚させるためであったそうです。

そんな七五三の行事食といえば千歳飴。「千歳」のとおり健康長寿を願ったものであり、その形には直径 1.5cm 以内、長さ 1m 以内という決まりがあります。一度に全部食べきるのは中々難しかったのではないのでしょうか。

さて、今回は「和ごはん月間」を含む 4 項目をご紹介します。
ご興味のある項目がございましたら、ぜひご覧下さい。

【目次】

1. 農林水産省 11 月は「和ごはん月間」です！
2. 文化庁 令和 4 年度「伝統文化親子教室事業(教室実施型、統括実施型)」の募集
3. 和食会議 全国「和食」連絡会議 第 7 回交流会「1204 和食セッション」ご案内
4. 和食会議 「和食と健康」シンポジウム 2021 秋 開催報告

1. 農林水産省 11 月は「和ごはん月間」です！

農林水産省は、「Let's！和ごはんプロジェクト」において、味覚の形成期にあたる子どもたちとその親世代が身近・手軽に和食を食べる機会を増やしてもらうため、企業等の新たな商品やサービスの開発・販売、子ども向けメニューの展開等を促進しています。活動 4 年目の本年も、「和食の日（11 月 24 日）」を含む 11 月を「和ごはん月間」として、プロジェクトメンバー間の連携企画、各種イベント等を重点的に実施します。このプロジェクトを通じ、味覚の形成期にあたる子どもたちとその親世代へ、和食の味や食べ方の体験の機会を増やし、ユネスコ無形文化遺産である和食文化が保護され、次世代へ継承されることを目指します。

《和食の日（11 月 24 日）》 「いい（11） に（2） ほんしょ（4） く」と読む語呂合わせから、一般社団法人和食文化国民会議が制定。

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/wasyoku/201029.html>

2. 文化庁 令和 4 年度「伝統文化親子教室事業(教室実施型、統括実施型)」の募集

1. 目的

次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行うことにより、伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養(かんよう)に資することを目的。

なお、「統括実施型」においては、伝統文化等の振興等を目的とする統括団体が実施主体となり、広域的・組織的に我が国の伝統文化等を親子で体験することができる取組を支援。

2. 応募者（事業者）の要件

【教室実施型】

伝統文化等の振興等を目的とする団体であり、かつ、社団法人、財団法人、NPO法人、任意団体

【統括実施型】

伝統文化等の振興等を目的とする複数の団体で構成する統括団体であり、かつ、次の要件を満たす団体

○規模要件：同一分野で、原則、都道府県をまたぎ、概ね5団体以上で構成されること。

○代表団体：社団法人、財団法人、NPO法人、任意団体

3. 対象となる事業

(1) 伝統文化親子教室

(2) 「放課後子供教室」と連携した取組

4. 募集期限

【教室実施型】令和3年12月3日（金）※市区町村教育委員会の担当窓口必着

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/oyako/934673_01.html

【統括実施型】令和3年12月3日（金）※伝統文化親子教室事業事務局必着

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/oyako/92803901.html>

3. 和食会議 全国「和食」連絡会議 第7回交流会「1204 和食セッション」ご案内

全国「和食」連絡会議は、2013年12月4日に「和食」がユネスコに無形文化遺産登録されたことを記念して、毎年12月4日に全国で「和食」の保護・継承に取り組んでおられる方々との交流会「1204 和食セッション」を開催しております。

第7回となります本年は、新型コロナウイルス感染拡大への対策を考慮の上、添付ご案内（開催概要）の通り開催いたします。

会場開催または同時配信のインターネット開催に、是非ご参加ください。

- ・ 北海道農政事務所メールマガジン

<https://www.maff.go.jp/hokkaido/merumaga/index.html>

- ・ 本省メールマガジン

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>